

現行計画骨子（最終改定：R3.3）

柱	具体的な減災対策		
	大項目	小項目	
1 県民防災力の向上	(1) 県民の防災意識の啓発	① 啓発イベントなどによる普及・啓発の実施	111
		② グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施	112
		③ 防災についての普及・啓発のための資料等の充実	113
		④ ハザードマップ・津波避難計画等の充実	114
		⑤ 防災情報の正しい理解の促進	115
	(2) 自主防災活動の充実	① 自主防災組織の結成・活動の促進	121
		② 防災士など地域における防災活動リーダーの育成	122
		③ 地域にふさわしい防災力の強化	123
	(3) 要配慮者の支援対策の充実	① 要配慮者の特性に係る理解の促進	131
		② 要配慮者への防災対策	132
		③ 要配慮者に係る避難訓練の充実等	133
		④ 避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組の促進	134
		⑤ 外国人や旅行者等への防災対策	135
	(4) 学校における防災教育の推進	① 学校安全教育推進校（災害安全）における実践と検証	141
		② 教職員を対象とした防災研修の実施	142
		③ 高校生防災・学校安全研修の実施	143
		④ 学校と地域の防災活動の連携促進	144
	(5) 企業防災の促進	① 事業継続計画の策定促進及び顧客、従業員等の生命の安全確保	151
		② 地域社会との連携による被害軽減の実現	152
		③ 地震防災に関する対策計画の策定	153

2 住宅・建築物の耐震化、居住空間の安全確保	(1) 住宅の耐震化等の促進	① 耐震化の必要性等に係る啓発	211
		② 木造住宅の耐震化に対する支援等	212
		③ 家具類の転倒、ガラスの飛散防止対策の促進	213
	(2) 公共建築物等の耐震化の推進	① 県有施設をはじめとする公共建築物の耐震化の推進	221
		② 特定既存耐震不適格建築物の耐震化に係る指導等	222
		③ 建築物の地震対策の促進	223

3 外部空間における安全確保対策の充実	(1) 地震・津波災害に強いまちづくりの推進	① 地震・津波災害に強いまちづくりや避難対策	311	
		(2) 安全・安心な生活環境を確保するための社会資本整備	① 密集市街地の整備、防災空間の確保	321
			② 避難場所・避難経路の整備	322
			③ 高規格道路の早期整備（高速道路ミッシングリンク（未連結区間）の早期解消）	323
			④ 道路・港湾施設等の整備	324
			⑤ 被災した建築物等における安全確保対策の推進	325
			⑥ ラストマイルの整備	326
	⑦ ブロック塀の安全確認		327	
	(3) 土砂災害対策等の充実	① 危険箇所の調査・周知	331	
		② 土砂災害防止工事の推進	332	
		③ 造成地災害防止対策の推進	333	
		④ 農業用施設等における地震・津波対策	334	
		⑤ 森林の山地災害防止機能等の維持増進	335	
	(4) ライフライン対策の促進（電気、ガス、上下水道、通信）	① 耐震性、多重性、代替性の確保	341	
		② 早期復旧のための体制整備	342	
		③ 情報インフラの確保と対策	343	
	(5) 様々な地域的課題への対応	① 特定屋外タンクなど危険物保管施設等の安全確保等	351	
		② 文化財の防災対策	352	

改定計画骨子案（R7.12時点）

柱	具体的な減災対策		
	大項目	小項目	
1 県民防災力の向上	(1) 県民の防災意識の啓発	① 啓発イベントなどによる普及・啓発の実施	111
		② グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施	112
		③ 防災についての普及・啓発のための資料等の充実	113
		④ ハザードマップ・津波避難計画等の充実	114
		⑤ 防災情報の正しい理解の促進	115
	(2) 自主防災活動の充実	① 自主防災組織の結成・活動の促進	121
		② 防災士など地域における防災活動リーダーの育成	122
		③ 地域にふさわしい防災力の強化	123
	(3) 学校における防災教育の推進	① 学校安全教育推進校（災害安全）における実践と検証	131
		② 教職員を対象とした防災研修の実施	132
		③ 高校生防災・学校安全研修の実施	133
		④ 学校と地域の防災活動の連携促進	134
	(4) 企業防災の促進	① 事業継続計画の策定促進及び顧客、従業員等の生命の安全確保	141
		② 地域社会との連携による被害軽減の実現	142
		③ 地震防災に関する対策計画の策定	143
(5) 住宅の耐震化等の促進 ※旧2-（1）	① 耐震化の必要性等に係る啓発	151	
	② 木造住宅の耐震化に対する支援等	152	
	③ 家具類の転倒、ガラスの飛散防止対策の促進	153	

2 災害に強い県土づくり	(1) 地震に強い生活環境の整備	① 密集市街地の整備、防災空間の確保	211
		② 避難場所・避難経路の整備	212
		③ 高規格道路の未整備区間の早期解消及び暫定2車線区間の4車線化への早期実現	213
		④ 道路・港湾施設等の整備	214
		⑤ 被災した建築物等における安全確保対策の推進	215
		⑥ ブロック塀の安全確認	216
		(2) 土砂災害対策等の充実	① 土砂災害警戒区域等の調査・周知
	② 土砂災害防止工事の推進		222
	③ 造成地災害防止対策の推進		223
	④ 農業用施設等における地震・津波対策		224
	⑤ 森林の山地災害防止機能等の維持増進		225
	(3) ライフライン対策の促進（電気、ガス、上下水道、通信）	⑥ 【新】不法・危険盛土等の監視・対応	226
		① 耐震性、多重性、代替性の確保	231
		② 早期復旧のための体制整備	232
	(4) 公共建築物等の耐震化の推進 ※旧2-（2）	③ 通信サービスの確保と対策	233
		① 県有施設をはじめとする公共建築物の耐震化の推進	241
		② 特定既存耐震不適格建築物の耐震化に係る指導等	242
	(5) 様々な地域的課題への対応	③ 建築物の地震対策の促進	243
① 特定屋外タンクなど危険物保管施設等の安全確保等		251	
② 文化財の防災対策		252	
③ 【新】孤立地域対策		253	
④ 【新】複合災害対応	254		

現行計画骨子（最終改定：R3.3）

柱		具体的な減災対策		
		大項目	小項目	
4	津波対策の推進	(1) 津波避難場所・避難経路の確保	① 津波避難場所の確保	411
			② 津波避難経路の確保	412
		(2) 津波避難に対する普及・啓発	① あらゆる機会を活用した普及・啓発活動の実施	421
			② 津波情報の迅速・的確な伝達	432
		(3) 津波情報の迅速・的確な伝達	① 津波情報の伝達手段の強化	441
			② 沿岸市町における津波ハザードマップ等の作成	442
			③ 津波からの避難体制の充実	443
		(4) 津波からの避難体制の充実	① 津波避難訓練の実施	451
			② 住民以外の津波避難の支援	452
		(5) 津波を防御する施設の整備・充実等	① 海岸保全施設、港湾・漁港施設、河川管理施設等の整備推進	451
② 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化等の促進	452			

5	被災者の救助・救命対策	(1) 迅速な救助のための体制強化	① 救助関係機関との連携強化	511
			② ヘリコプターを活用した情報収集、救助等に向けた環境整備	512
		(2) 災害時医療体制の強化	① DMAT隊員有資格者の確保	521
			② DMATの円滑な運用	522
			③ 災害拠点病院の機能強化	523
			④ 重症患者の医療搬送	524
			⑤ 被災者のこころのケア対策	525
			⑥ 災害医療関係者の連携強化	526
			⑦ 病院における業務継続計画（BCP）の整備	527
		(3) 保健衛生・防疫対策	① 避難所等の保健衛生・防疫対策	531
② 震災関連死等の防止対策	532			
③ 避難所外避難者対策と広域避難対策	533			

6	県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立	(1) 県の防災体制の充実	① 災害対策本部体制の充実・強化	611
			② 防災担当職員の災害対応能力の向上	612
			③ 情報収集・分析・共有、広報機能の強化	613
			④ 県総合防災訓練・図上訓練の充実	614
			⑤ 業務継続計画（BCP）の推進	615
			⑥ 緊急輸送等のための交通インフラの確保	616
			⑦ 支援の受入体制の構築	617
			⑧ 備蓄計画の見直し・備蓄物資拠点の整備	618
			⑨ 災害時緊急通行車両等への燃料供給体制の整備	619
		(2) 市町村の防災対策の充実	① 市町村の災害対応能力の強化	621
② 市町村庁舎の維持確保	622			
③ 業務継続計画（BCP）の策定促進	623			
(3) 国、指定公共機関との連携強化	④ 消防力の充実・強化	624		
	⑤ 被災者への対応の強化	625		
(4) 企業、民間団体との連携強化	⑥ 罹災証明書交付の迅速化のための対策	626		
	① 国の関係機関との連携	631		
(5) 広域連携体制の確立	② 指定公共機関との連携	632		
	① 協定の締結	641		
	② ボランティア関係機関との連携	642		
	① 県域を越えた連携体制の構築	651		
	② 県内における相互支援体制の確立	652		

改定計画骨子案（R7.12時点）

柱		具体的な減災対策		
		大項目	小項目	
3	津波対策の推進	(1) 津波災害に強いまちづくりの推進 ※旧3-(1)	① 津波災害に強いまちづくりや避難対策	311
			② 津波避難場所・避難経路の確保	321
		(2) 津波避難に対する普及・啓発	① 津波避難経路の確保	322
			② あらゆる機会を活用した普及・啓発活動の実施	331
		(3) 津波情報の迅速・的確な伝達	① 津波情報の伝達手段の強化	341
			① 沿岸市町における津波ハザードマップ等の整備	351
		(4) 津波からの避難体制の充実	② 津波避難訓練の実施	352
③ 住民以外の津波避難の支援	353			
① 臨時情報に関する周知啓発（県民向け）	361			
	② 臨時情報に関する理解促進（自治体向け）	362		
(5) 津波を防御する施設の整備・充実等	① 海岸保全施設、港湾・漁港施設、河川管理施設等の整備推進	371		
	② 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化等の促進	372		

4	被災者の救助・救命対策	(1) 迅速な救助のための体制強化	① 救助関係機関との連携強化	411
			② ヘリコプターを活用した情報収集、救助等に向けた環境整備	412
		(2) 災害時医療体制の強化	① DMAT隊員有資格者の確保	421
			② DMATの円滑な運用	422
			③ 災害拠点病院の機能強化	423
			④ 重症患者の医療搬送	424
			⑤ 災害医療関係者の連携強化	425
			⑥ 病院における業務継続計画（BCP）の整備	426

5	【新】被災者支援、災害関連死対策	(1) 【新】保健医療福祉活動体制の充実	① 【新】保健医療福祉調整本部体制の充実・強化	511
			② 【新】保健医療福祉調整本部訓練の実施	512
		(2) 避難所環境の整備・充実 ※旧5-(3)	① 被災者対応の強化 ※旧6-(2)-⑤	521
			② 被災者のこころのケア対策 ※旧5-(2)-②	522
			③ 避難所等の保健衛生・防疫対策	523
			④ 避難所外避難者対策と広域避難対策	524
		(3) 要配慮者等の支援対策の充実 ※旧1-(3)	① 要配慮者の特性に係る理解の促進	531
			② 要配慮者への防災対策	532
			③ 要配慮者に係る避難訓練の充実等	533
			④ 避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組の促進	534
⑤ 旅行者等への防災対策	535			
(4) 【新】物資支援対策の強化	① 備蓄の推進 ※旧6-(1)-⑧	541		
	② 【新】災害支援物資拠点施設の活用	542		
	③ ラストマイルの整備 ※旧3-(2)-⑥	543		

6	県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立	(1) 県の防災体制の充実	① デジタル技術を活用した災害対策本部体制の充実・強化	611
			② 防災担当職員の災害対応能力の向上	612
			③ 情報収集・分析・共有、広報機能の強化	613
			④ 県総合防災訓練・図上訓練の充実	614
			⑤ 業務継続計画（BCP）の推進	615
			⑥ 緊急輸送等のための交通インフラの確保	616
			⑦ 支援の受入体制の構築	617
		(2) 市町村の防災対策の充実	⑧ 災害時緊急通行車両等への燃料供給体制の整備	618
			⑨ 【新】復興事前準備の推進	619
			⑩ 【新】災害廃棄物処理対策	610
(3) 国、指定公共機関との連携強化	① 市町村の災害対応能力の強化	621		
	② 市町村庁舎の維持確保	622		
(4) 企業、民間団体との連携強化	③ 業務継続計画（BCP）の策定促進	623		
	④ 消防力の充実・強化	624		
(5) 広域連携体制の確立	⑤ 罹災証明書交付の迅速化のための対策	625		
	① 国の関係機関との連携	631		
	② 指定公共機関との連携	632		
	① 協定の締結	641		
	② ボランティア関係機関との連携	642		
	① 県域を越えた連携体制（応援・受援体制）の構築	651		
	② 県内における相互支援体制の確立	652		

柱		具体的な減災対策				
		大項目	(A) 本文	小項目	(B) 本文	
1	県民防災力の向上	大規模災害においては、県や市町村・消防・警察等の機関による災害対応、いわゆる「公助」には限界があり、自分の命は自分で守る、いわゆる「自助」、また、自分たちの地域を自分たちで守る、いわゆる「共助」が重要になります。このため、これら自助、共助を充実・強化し、県民全体としての防災力の向上を図ります。	(1) 県民の防災意識の啓発	発生予測が困難な地震に対して、いざという時に生命や財産を自ら守るためには日頃から防災に関する正しい知識を身につけ、防災意識を高めていくことが何よりも重要です。「災害に対する意識の時間による風化」が被災自治体へのアンケート調査から確認されており、平常時から防災意識を持続することが今後の減災対策において課題となっています。防災意識の持続・向上を目指し、県民に対する防災知識の普及と防災意識の啓発に向けた様々な取組を集中的に実施します。	① 啓発イベントなどによる普及・啓発の実施 ② グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施 ③ 防災についての普及・啓発のための資料等の充実 ④ ハザードマップ・津波避難計画等の充実 ⑤ 防災情報の正しい理解の促進	地震・津波等に関する啓発イベントや講演会等の開催により、防災関係者のみならず、広く一般の県民を対象として、防災についての普及・啓発を図ります。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄など、災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進します。 学校や自治会、企業、各種団体などの要望に応じて、きめ細かな防災についての普及・啓発を行うため、県の防災担当職員や防災士等を派遣することにより、出前防災講座や意見交換会等を実施します。 日頃からの備えやいざというときにとるべき行動や、過去の災害の記録や教訓などについて、地震・津波に関する国の最新の知見や制度等を踏まえながら、正確でわかりやすく説明した冊子などの啓発資料の充実を図ります。 住民の防災についての普及・啓発を図るため、市町村における地震・津波等に関するハザードマップなどの定期的な見直しと内容の充実、ハザードマップを活用した津波避難計画の策定を促進します。 緊急地震速報やハザードマップ、被害想定等の最新の知見に基づく各種防災情報について、正確な情報を県民が正しく理解し、災害時に効果的な活用が図られるよう確かな広報・周知を実施します。
			(2) 自主防災活動の充実	災害時には、地域住民の共助の取組も大きな力を発揮します。このため、その活動主体である自主防災組織の充実が図られるよう、組織のリーダーとなる人材の育成を進めるとともに、地域で活動する様々な団体・企業等が連携・協働する取組や訓練等による防災活動の活性化のための支援を行います。	① 自主防災組織の結成・活動の促進 ② 防災士など地域における防災活動リーダーの育成 ③ 地域にふさわしい防災力の強化	啓発イベントやパンフレットの配布等を通じて、広く県民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発するとともに、自主防災組織に対してその活動及び資機材の整備等について支援を行います。 自主防災活動においては、その要となる人材が欠かせないことから、防災士養成研修の開催などにより、自治会組織等に複数の防災士の確保を図ります。さらに各地域や事業所等において防災活動を迅速に行うための中核的な人材となるリーダーを育成します。 防災に関しての専門的で高度な知識等を有する人材を育成するため、宮崎県防災士ネットワークが行う防災士の技能向上のための取組を支援し、自主防災活動の先導的な役割を果たすような人材を育成します。また、自主防災組織など地域の様々な団体が防災士や市町村と連携して実施する地域の実情に応じた防災への取組を促進します。併せて、「自助力」・「公助力」の向上及び地域コミュニティにおける「共助」による防災活動を活性化させるために、地域の自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進します。
			(3) 学校における防災教育の推進	防災に関する知識や意識を身につけるためには、義務教育段階から、繰り返し学習し実践していくことが最も効果的だと考えられます。このため、県では、各種情報ツールや防災に関する科学技術を活用した防災教育・訓練手法等の開発・普及・啓発、及び災害ボランティア体験活動の推進・支援などにより、学校における防災教育の充実を図ります。また、防災研修や防災士資格の取得の推進により、教職員の防災に関する意識の高揚並びに知識の向上を図ります。さらに次世代を担う子供たちを対象とした防災リーダーを育成することで地域の共助意識を高め、地域の防災力を向上させます。	① 学校安全教育推進校（災害安全）における実践と検証 ② 教職員を対象とした防災研修の実施 ③ 高校生防災・学校安全研修の実施 ④ 学校と地域の防災活動の連携促進	津波浸水想定地域内に所在する市町村を安全教育モデル地域（地域内の学校を学校安全教育推進校）に指定し、地域ぐるみの防災教育の在り方、防災に関する科学技術（緊急地震速報等）を活用した防災教育・訓練手法の実践及び検証を行います。 既存の学校安全指導者研修会等を活用して、教職員の防災に関する意識の高揚並びに知識の向上を図り、児童生徒に対する防災教育の充実並びに災害発生時の的確な対応を促進します。 高校生を対象とした防災を中心とした学校安全に関わる研修会を開催することにより、防災に関する知識の習得、災害時における適切な判断力と行動力の育成、地域社会における安全活動への参画など、防災に関する実践力の育成や意識の向上を図ります。ジュニア防災リーダーから情報発信することで、学校から親世代へ、親世代から地域へと広がり、世代を超えた防災コミュニティの構築を目指します。 学校と地域住民・行政が災害発生時にスムーズな連携の下に活動し、より効率的・効果的な減災が図られるよう、連携体制の確立に向けた防災教育や支援を実施します。
			(4) 企業防災の促進	近年、地域社会の一員としての企業の防災対策の充実が求められている中で、実際の災害時の企業の貢献が評価される事例も増加しています。同時に、災害時においても事業活動を継続するという企業本来の行動原則を維持し、ひいては地域経済への影響を最小限度に止めることが重要になっています。このため、企業における防災体制の充実や事業継続計画（BCP）の策定を促進します。	① 事業継続計画の策定促進及び顧客、従業員等の生命の安全確保 ② 地域社会との連携による被害軽減の実現 ③ 地震防災に関する対策計画の策定	事業継続計画に関して国が示しているガイドラインの周知や、平成26年9月に県と一般社団法人宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会、宮崎県中小企業団体中央会及び東京海上日動火災保険株式会社で締結した「宮崎県BCP（事業継続計画）策定支援に関する協定書」に基づく、研修会の開催や個別企業支援により、企業における事業継続計画の策定を促進します。また、事業所の建築物の耐震化、避難環境の整備、避難誘導体制の整備、帰宅困難な従業員のための備蓄等、顧客、従業員等の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認に努めるよう啓発します。 企業等が、平常時から、地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携体制の強化を図るとともに、積極的に社会貢献するよう啓発します。 南海トラフ地震防災対策推進地域内の対象事業者における対策計画の策定を促進します。
			(5) 住宅の耐震化等の促進 ※旧2-（1）	住宅の耐震化等を進めることが重要であるので、関連する取組を継続的に進め、耐震化については、令和●年度末での耐震化率●%【改定に伴い検討中】を目指します。	① 耐震化の必要性等に係る啓発 ② 木造住宅の耐震化に対する支援等 ③ 家具類の転倒、ガラスの飛散防止対策の促進	啓発用パンフレットの作成・配布や相談窓口の設置、ダイレクトメール等の所有者への直接的な働きかけなどにより、耐震化の必要性や耐震化に係る支援制度などについて、県民の意識・知識の向上を図ります。 木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の一層の活用促進や住宅金融支援機構等の融資制度、住宅税制上の特別措置の周知、市町村によるダイレクトメール送付や戸別訪問などにより、耐震化を促進します。この他、木造住宅の耐震診断を行う技術者の養成や低コストの耐震改修工法などの情報提供、低コスト工法をアドバイスする専門家の派遣など耐震化を促進する取組を進めます。 啓発用パンフレット等や防災に関する研修会等の場を活用することにより、家具類の転倒防止の必要性や具体的対策に関する知識の普及を図ります。特に市町村において指定避難所に指定されている建築物については、早急な対策を促進します。

柱		具体的な減災対策			
		大項目	(A) 本文	小項目	(B) 本文
2 災害に強い県土づくり	(1) 地震に強い生活環境の整備	幹線道路、都市公園、港湾などの根幹的な公共施設の整備を進めるほか、緑化保全、面的整備による建物倒壊や火災の可能性の高い密集市街地の解消、ブロック塀の除去・改修などにより、安全・安心な生活環境の整備を推進します。	① 密集市街地の整備、防災空間の確保	地震時の建築物の倒壊、火災被害等の物的被害やそれに伴う人的被害軽減を図るため、土地区画整理事業による面的整備等を推進します。また、大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関と連携して幹線道路の無電柱化を推進するとともに、老朽化した空き家・空きビル対策については、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な支援を行います。	
			② 避難場所・避難経路の整備	安全で確実な避難を可能とするため、避難場所・避難経路等の安全な避難空間確保を推進します。また、スポーツキャンプや県内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難場所の掲示を行うなど各市町村や観光事業者等と連携した避難対策を進めます。	
			③ 高規格道路の未整備区間の早期解消及び暫定2車線区間の4車線化への早期実現	発災後の避難、救助・救急搬送、救援物資輸送において「命の道」となる東九州自動車道及び九州中央自動車道の整備を促進します。また、暫定2車線区間については、大規模災害発生時の車線通行確保など「命の道」としての機能強化を図る観点から、4車線化の早期実現を目指します。	
			④ 道路・港湾施設等の整備	地震による揺れや液状化に対処するため、緊急輸送道路における道路橋の耐震改修、道路構造物の予防保全等による災害に強い道路整備及び耐震強化岸壁等の整備により、災害時の輸送路としても活用可能な港湾、漁港の整備を推進します。また、国、港湾管理者と民間団体等との協定締結等を通じた災害復旧・支援活動、国との連携による緊急確保航路及び開発保全航路の啓開等の運用体制の強化を進め、発災時の海上での緊急輸送活動が円滑に実施される仕組みの構築を促進します。	
			⑤ 被災した建築物等における安全確保対策の推進	大規模地震で被災した建築物及び宅地等において、二次的な被害を防ぐために、次の事項に取り組みます。 ・屋外転倒物（ブロック塀等）や落下物（外壁タイル、窓ガラス等）による被害の発生防止対策の推進 ・地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策やエスカレーターへの脱着防止対策についての検討 ・建築物や宅地が余震等に対して安全かどうかを確認する危険度判定を実施するための体制づくりや研修会等の充実及び制度の普及啓発	
			⑥ ブロック塀の安全確認	大規模地震発生時における人的被害の軽減や避難路の閉塞防止のため、危険なブロック塀の除却を促進します。	
	(2) 土砂災害対策等の充実	土砂災害警戒区域等については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を行うとともに、災害危険度が高い箇所の整備を推進します。また併せて、発災時に避難が円滑に行われるように、ハザードマップの作成や避難体制の整備など、市町村の取組を促進します。また、土地改良施設やため池等の地震による被害の未然防止または軽減を図るための対策を推進し、山地災害の発生防止のための治山施設や森林整備による森林の国土保全機能の維持・向上を図ります。	① 土砂災害警戒区域等の調査・周知	土砂災害警戒区域等の把握・周知に努めます。また、市町村地域防災計画への土砂災害警戒区域等に係る避難場所・避難経路等の明示を早急に実施します。	
			② 土砂災害防止工事の推進	土砂災害の危険がある箇所の土砂災害防止工事を推進します。	
			③ 造成地災害防止対策の推進	大規模盛土造成地の崩壊による災害を防止し、宅地造成が行われた土地の安全性を確保するため、市町村に取組を促すとともに、宅地耐震化の啓発促進に努めます。大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図るとともに、耐震化を推進するなど、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進めます。	
			④ 農業用施設等における地震・津波対策の推進	地震による被害の未然防止または軽減を図るため、土地改良施設の点検及び耐震性調査を実施します。また、防災重点農業用ため池の対策工事を危険度が高い箇所から計画的に進めるとともに、ため池パトロールによる管理支援や、未利用ため池の廃止など施設規模の適正化を進めます。	
			⑤ 森林の山地災害防止機能等の維持増進	地震時の山地災害の発生を防止・軽減するため、治山対策を実施するとともに、森林経営の集積・集約化の推進を図ることにより、間伐等による多様で健全な森林の整備等を進め、森林の国土保全機能の維持増進を図ります。	
			⑥ 【新】不法・危険盛土等の監視・対応	地震による盛土造成地からの土砂流出を防止するため、既存盛土の安全確認調査を行うとともに、市町村、関係機関等と連携して、不法・危険盛土等の監視を実施します。なお、不法・危険盛土等を発見した場合、法令に基づき、行政指導・処分等を行い、盛土等の安全確保を図ります。	

【とりまとめ】減災計画改定素案 (R7.12)

柱			具体的な減災対策			
			大項目	(A) 本文	小項目	(B) 本文
	(3)	ライフライン対策の促進（電気、ガス、上下水道、通信）	電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン機関との連携等により、機能の低下が生じないよう、耐震性、多重性、代替性の確保や機能が停止した場合でも、できるだけ早期に復旧できる体制整備に努めます。	①	耐震性、多重性、代替性の確保	それぞれの事業者における災害予防措置の徹底を要請し、既存施設の耐震性、多重性、代替性の確保を指導します。
				②	早期復旧のための体制整備	ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、災害時の優先復旧施設や避難所等の情報共有等を行うとともに、早期復旧のための資機材・体制整備を促進します。
				③	通信サービスの確保と対策	通信事業者等との連携を強化し、災害時の通信サービスの確保を図ります。また、災害時は電話の輻輳が想定されることから、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板サービス（災害時の安全確認手段）の周知に努めます。
	(4)	公共建築物等の耐震化の推進 ※旧2-（2）	公共建築物は多数の県民に利用されることや、災害時の活動拠点及び避難施設になることから、耐震化を確実に進めていく必要があります。このため、県有施設の計画的な耐震化を進めるとともに、その他の公共建築物等についても耐震化を指導します。	①	県有施設をはじめとする公共建築物の耐震化の推進	県有施設のうち、大規模なものについては平成28年度に耐震化が完了しているが、それ以外の市町村有を含む施設についても、耐震補強や建て替え、用途廃止等を計画的に進めることにより、令和●年度末（改定に伴い検討中）に耐震化を完了させることを目標に取組を強化します。特に、災害時の活動拠点となる庁舎や指定避難所に指定されている公共建築物は、吊り天井など非構造部材を含む耐震性について、各施設管理者において早急に点検を行うとともに、優先的に対策を講じるよう指導します。
				②	特定既存耐震不適合建築物の耐震化に係る指導等	県有施設以外の特定既存耐震不適合建築物（注）については、その所有者に対して耐震診断・耐震改修に関する努力義務があることを認識させるとともに、耐震診断又は耐震改修の確かな実施を確保するために必要がある場合には、指導及び助言を行うことにより、耐震化を促進します。 （注）建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に規定する建築物
				③	建築物の地震対策の促進	天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進します。市町村と連携し、被害の発生する恐れのある建築物等を把握するとともに、施設管理者等に対し必要な対策を講じるよう指導等に努めます。特に市町村において指定避難所に指定されている建築物の地震対策については、早急な対策を促進します。
				④	特定屋外タンクなど危険物保管施設等の安全確保等	危険物取扱施設等の所有者等が事業所内にいる従業員等の人命の保護の他、設備等の被害を最小化し、周辺の住民の生命・財産を保護するための措置について、手順を定めることを促進します。
	(5)	様々な地域的課題への対応	本県は、太平洋に面し南海トラフにおける巨大地震により大きな被害を受け、様々な地域的課題が発生することが予想されます。それらについて、持続可能なまちづくりを念頭において事前予防を実施します。	①	文化財の防災対策	文化財の所有者等による建造物等の耐震化等の各種防災対策、美術工芸品等の転倒・転落防止対策及び各種防災設備の整備等の促進、文化財の所在情報の充実、史跡等における石垣や地盤の崩落防止措置等の安全対策を指導するとともに、宮崎県教育委員会と危機管理課との情報の共有を図ります。
				②	【新】孤立地域対策	大規模地震が発生した場合、道路やインフラの寸断により孤立地域の発生が想定されることから、要救助者対策や物資供給などの対策を進めます。
				③	【新】複合災害対応	大規模地震・津波の発生時や復旧・復興期間において、風水害や火山噴火、感染症等による複合的な影響が生じ得ることが考えられることから、それぞれの災害ごとの対策等の充実を図るとともに、複合災害の発生可能性を考慮に入れた上で各種計画の作成や訓練等を進める。
				④	【新】複合災害対応	大規模地震・津波の発生時や復旧・復興期間において、風水害や火山噴火、感染症等による複合的な影響が生じ得ることが考えられることから、それぞれの災害ごとの対策等の充実を図るとともに、複合災害の発生可能性を考慮に入れた上で各種計画の作成や訓練等を進める。

【とりまとめ】減災計画改定素案 (R7.12)

柱		具体的な減災対策			
		大項目	(A) 本文	小項目	(B) 本文
3	津波対策の推進	<p>平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、多くの人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。</p> <p>このため、内閣府中央防災会議専門調査会から、今後の津波対策を構築するためには、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要があると示されました。</p> <p>ひとつは、あらゆる可能性を考慮した「最大クラスの津波（レベル2津波）」であり、県民の生命を守ることを最優先として、避難施設、防災施設などと組み合わせて、ソフト・ハードの取り得る手段を尽くした総合的な津波対策の確立が必要です。</p> <p>とりわけ、巨大な津波に対しては、前述の対策を活かしつつ、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、住民避難を中心に、住民一人ひとりが主体的かつ迅速に避難行動が取れるよう、自助、共助の取組を強化し、支援していく必要があります。</p> <p>もう一つは、最大クラスに比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな災害をもたらす「比較的発生頻度の高い津波（レベル1津波）」であり、人命保護、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化などの観点から、海岸保全施設等のハード対策を中心に進めていく必要があります。</p> <p>気象庁より、「南海トラフ地震臨時情報」等の提供が令和元年5月から開始しており、従来から進めている津波避難対策に併せ、臨時情報を活用した対策も進めることで、「逃げ遅れゼロ」により「死者数ゼロ」の実現を目指します。</p>	<p>(1) 津波災害に強いまちづくりの推進 ※旧3-(1)</p> <p>最大クラスの地震・津波に対して避難が困難な地域については、災害に強いまちづくりについて、社会的な合意形成を進めながら長期的な課題として検討します。</p>	① 津波災害に強いまちづくりや避難対策	住民の津波避難が困難な地域については、住民の社会的合意等市町村とも連携しながら、災害に強いまちづくりについて長期的な課題として検討します。また、津波浸水想定区域内にある福祉施設、病院、学校、県有施設等については、必要に応じ高台移転等も含めそれぞれの避難対策を進めます。
			<p>(2) 津波避難場所・避難経路の確保</p> <p>南海トラフ巨大地震のように、巨大津波から「命を守る」ためには、津波からの避難が基本となります。このため、住民が時間的に可能な範囲に避難するための津波避難場所と避難場所までの避難経路の確保を最優先に取り組んでいきます。</p>	① 津波避難場所の確保 ② 津波避難経路の確保	民間ビルの避難ビル指定や公共施設、高台などの活用促進を進めるとともに、避難場所の整備を促進します。また、周辺に高層ビルや高台等がなく、避難が困難な地域については、沿岸市町の公民館等に避難場所としての機能を付加した複合施設や津波避難タワーの整備など地域の実情に応じた対策を促進することにより、特定避難困難地域（注）を解消します。（注）「特定避難困難地域」とは、近くに高台がなく高い建物もない地域をいう
			<p>(3) 津波避難に対する普及・啓発</p> <p>県民が津波災害に関する正しい知識を身につけるとともに「自らの命を守る」という高い防災意識を持つための啓発を行うことにより、住民の迅速で適確な津波避難の確保を図ります。</p>	① あらゆる機会を活用した普及・啓発活動の実施	防災イベントの開催、住民の津波一斉避難訓練の実施、県広報誌や県政番組、ラジオ、新聞等の報道機関との連携など、あらゆる機会を活用した、津波避難に関する普及・啓発活動を推進します。
			<p>(4) 津波情報の迅速・的確な伝達</p> <p>津波からの早期避難を実現するためには、できるだけ多くの県民に、いち早くその情報を伝達することが不可欠であることから、多くの津波情報の伝達手段を確保する等環境の充実を推進します。</p>	① 津波情報の伝達手段の強化	津波発生や避難に関する情報を時間・地域によらず県民や観光客等に確実に伝達するために、同親系の防災行政無線や戸別受信機の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、スマートフォンや携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等様々な伝達手段を確保します。また海水浴場や釣り場などの海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者の情報伝達手段を確立するよう要請します。併せて、防災・防犯メールサービスへの登録など、県民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進します。
			<p>(5) 津波からの避難体制の充実</p> <p>「誰一人取り残さない」「逃げ遅れゼロ」を目指し、県と沿岸市町が連携し、沿岸市町における津波ハザードマップの整備や、地域住民が参加する津波避難訓練等を実施することで、総合的な津波防災地域づくりを推進します。</p>	① 沿岸市町における津波ハザードマップ等の整備 ② 津波避難訓練の実施 ③ 住民以外の津波避難の支援	県が見直しを行った津波浸水想定を基に、沿岸全市町において津波ハザードマップの見直しを促すとともに円滑な津波避難を行うために、避難行動要支援者の避難支援も含めた各地域での「津波避難計画」の策定を促進します。
			<p>(6) 【新】南海トラフ地震臨時情報の周知・理解</p> <p>南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」が気象庁から発表されます。臨時情報発表時に適切に対応することで後発地震での被害を減らすことができることから、周知啓発と対策を進めます。</p>	① 【新】臨時情報に関する周知啓発（県民向け） ② 【新】臨時情報に関する理解促進（自治体向け）	様々な媒体・機会を通じて、南海トラフ地震臨時情報を「正しく恐れた上で行動する」ために必要な情報について周知啓発に取り組みます。また、浸水想定エリアにある事業者等が作成する「南海トラフ地震防災対策計画」について、南海トラフ臨時情報に関する項目も盛り込むよう指導を行います。
			<p>(7) 津波を防御する施設の整備・充実等</p> <p>レベル1津波への対策として、緊急性の高い施設から重点的に整備を進めるとともに、各施設の適正な維持管理に努めます。さらに、港湾・漁港や河川等の水門、陸閘、樋門については、津波到達前に閉門ができるよう適切な管理を行います。</p>	① 海岸保全施設、港湾・漁港施設、河川管理施設等の整備推進 ② 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化等の促進	レベル1津波を防御する堤防、護岸等の施設については、環境保全や費用対効果等を考慮しつつその整備に着手し、施設の適正な維持管理に努めるとともに、津波到達前に機能を損なうことがないよう、耐震対策も進めます。

【とりまとめ】減災計画改定素案 (R7.12)

柱		具体的な減災対策				
		大項目	(A) 本文	小項目	(B) 本文	
4	被災者の救助・救命対策	大規模な地震・津波によって、大勢の死傷者が生じる中で、迅速・的確な救助と医療救護活動を行い、人的被害を最小限に食い止める必要があり、このためには、十分かつ迅速な救助体制と災害時にも十分に機能しうる医療救護体制を確立・強化していく必要があります。 <b>そのため</b> 、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関や、医療関係機関等と常に密接な連携を取りながら、救助・救命体制の充実を図ります。	(1) 迅速な救助のための体制強化	大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者（自力脱出困難者）が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、後方支援拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練等の実施、ヘリコプターの運用調整等により人命救助のための体制・環境整備を図ります。	① 救助関係機関との連携強化	実践型訓練を体系的に実施して、自衛隊、消防、警察などの救助関係機関との連携体制を確立し、後方支援拠点を活用した総合防災訓練などの実施等応急対応に必要な体制・環境を整備します。
					② ヘリコプターを活用した情報収集、救助等に向けた環境整備	大規模地震・津波災害発生時に迅速な情報収集や救助のためヘリコプターを効率・効果的かつ安全に活用するため、平常時よりヘリコプターの運用調整を行うとともに、市町村1箇所以上のヘリコプター活動拠点を確保、災害拠点病院周辺に1箇所以上のヘリコプター離着陸場を確保し、ヘリコプターの燃料備蓄庫の整備を進めるなど、必要な環境整備を推進していきます。
			(2) 災害時医療体制の強化	災害時の医療体制を構築するため、DMAT（災害派遣医療チーム）隊員有資格者の確保及び技能維持を図るとともに、災害拠点病院等の設備・施設の充実や被災地域外への傷病者の搬送等についても検討します。 <b>平時から</b> 、災害医療関係者の連携強化を図るとともに、医療機関の早期機能回復を図ります。	① DMAT隊員有資格者の確保	災害急性期に迅速且つ円滑なDMATの派遣が可能となるよう、DMAT隊員有資格者の確保を図るため、災害拠点病院に対して国の主催する日本DMAT隊員養成研修の積極的な受講を働きかけるとともに、 <b>都道府県DMATの育成・確保を進め、県内医療機関の災害医療の底上げを促進します。</b>
					② DMATの円滑な運用	県内におけるDMATの具体的な活動体制（統括DMATの参集基準、情報連絡体制等）について示した実施要領を策定し、円滑な運用に向けて訓練や研修を毎年度実施します。
					③ 災害拠点病院の機能強化	災害拠点病院として必要な非常用発電施設の整備、衛星電話等の情報伝達手段の多重化・多様化、飲料水・食料・医薬品等の備蓄、ヘリポートの整備、独自水源の確保など各医療機関の機能強化を促進します。
					④ 重症患者の医療搬送	多数傷病者の発生により、医師や病床等県内の医療資源だけでは対応できない場合を想定し、航空機等を用いて傷病者を被災地外へ搬送する広域医療搬送等の体制整備について検討します。
		⑤ 災害医療関係者の連携強化			県、市町村、医師会、医療機関等の災害医療関係機関の情報共有や連携体制を構築するため、宮崎県災害医療コーディネーター研修やEMIS（広域災害救急医療情報システム）入力訓練・衛星電話等を活用した伝達訓練を実施します。	
		⑥ 病院における業務継続計画（BCP）の整備			病院が被災後も早期に診療機能を回復できるよう業務継続計画の整備を進めます。	

【とりまとめ】減災計画改定素案 (R7.12)

柱		具体的な減災対策				
		大項目	(A) 本文	小項目	(B) 本文	
5	【新】被災者支援、災害関連死対策	【新】保健医療福祉活動体制の充実	災害発生時に保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部の体制強化を図るとともに、関係機関・団体との連携により支援体制の強化を図ります。	①	【新】保健医療福祉調整本部体制の充実・強化	県、保健所、関係機関・団体等が参加する保健医療福祉調整本部会議を開催し、連携体制の強化を図ります。 また、災害時の円滑な活動のための職員研修の充実を図るとともに、研修等を通して本部要員職員の災害対応能力の向上に努めます。 さらに、発災直後から支援者となりうる医療・保健、福祉に関する専門職及び防災業務に従事する行政職員を対象とした研修を実施し、被災地内での災害対応力向上を図ります。
				②	【新】保健医療福祉調整本部訓練の実施	図上訓練の実施により、県保健医療福祉調整本部及び関係機関等の災害対応能力を高めるとともに、関係機関・団体相互の協力体制を確立します。
				①	被災者対応の強化 ※旧6-(2)-⑤	市町村における避難場所・避難所の指定や施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策及び機能強化、要配慮者に対応した施設整備並びに住民への避難場所等の周知を促進するとともに、円滑な避難のために、県や市町村ホームページへの情報掲示や、スマートフォンを活用した災害状況、避難所情報の提供を検討します。 被災者の生活支援として、必要な物資の確保や配給体制の整備、感染症対策、仮設トイレや移動入浴車の配備及び心身ケア体制の整備、要配慮者への支援等様々な対応が必要となることから、個別避難計画の策定、宮崎県備蓄基本指針に基づく備蓄の促進、避難所運営マニュアルの整備など市町村の取組を促進するとともに、災害時の福祉、リハビリテーション支援体制を整備します。 また、大量の避難者や帰宅困難者の発生に備え、被災自治体と周辺の自治体との連携のあり方等についても検討を進めます。 さらに、市町村による住家の被害認定や罹災証明が速やかに発行出来るよう必要な支援を行うとともに、市町村によって調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう調整を図ります。
				②	被災者のこころのケア対策 ※旧5-(2)-⑤	災害時の精神保健医療体制の構築及び専門的なこころのケア対応が円滑に行われるよう、精神科医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、業務調整員等の多職種で構成されるDPAT（災害派遣精神医療チーム）を整備します。また、避難所や仮設住宅等でのこころのケアは地域コミュニティとのかかわりが重要であり、それが災害関連死・疾病の防止にもつながると指摘されています。このため、地域におけるこころのケアが円滑に行えるよう、現地で活動する市町村職員等に必要な基礎知識の普及や市町村等が行う住民等への啓発資料の作成・配布等に対する取組を支援します。
		③	避難所等の保健衛生・防疫対策	浸水地域内の消毒、医師・保健師等によるインフルエンザ等の感染症の予防や早期発見、感染症発生時のまん延防止のための健康管理体制の充実を図ります。 また、避難所をはじめ被災地域における食品衛生対策やトイレなどの環境衛生対策及び感染症対策に取り組みます。		
		④	避難所外避難者対策と広域避難対策	大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者対策として、市町村における避難者の把握、物資や災害情報の提供、健康管理等の対策検討を促進するとともに、民間団体や災害ボランティアとの連携による支援についても検討を進めます。 また、大量の避難者の発生、避難所の被災等により避難所が不足することを想定し、県内市町村間での避難者受入に係る連携の取組を推進します。		
		①	要配慮者の特性に係る理解の促進	要配慮者は、高齢者、障がい者、外国人等によって必要とする支援が異なります。また、外国人の中には、地震や風水害といった災害そのもの、あるいは避難行動に関する知識が不足しているなど、避難情報等が理解できない場合もあります。このようなことを踏まえて、災害発生時等に要配慮者に対する支援が円滑に行えるよう、啓発イベントや出前防災講座等を通じて的確な広報・周知や、市町村等が行う住民等への啓発パンフレットの作成・配布等に対する取組を支援します。		
		②	要配慮者への防災対策	要配慮者に対しては、個々の状態や文化的背景に配慮した情報提供、避難誘導、避難所運営等、きめ細かな対応が必要であり、関係施設、自主防災組織、ボランティア団体等と連携を図りながら、要配慮者が迅速に避難できるような、防災商品の普及、避難所や避難路のバリアフリー化、文字や音声及び多言語やわかりやすい言葉・文字による情報の提供等の各種対策に対する市町村等の取組を促進します。		
		③	要配慮者に係る避難訓練の充実等	要配慮者の避難については、市町村だけできめ細かい対応を行うことは困難であることから、要配慮者の特性に応じた地域における共助が重要です。 また、避難支援者自身の安全を確保することも重要であることから、支援者に全ての責任を負わせることのないよう取り決めをしておくほか、支援者の安全を考慮した地域住民や福祉施設等の参加する避難訓練の実施を促進します。		
		④	避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組の促進	要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難情報の伝達方法や避難行動の支援者などを、個々に応じて決めておくことが重要です。このため、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、市町村の取組を促進します。		
		⑤	旅行者等への防災対策	居住者のみならず、訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要です。 このため、全国で規格統一された標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等をはじめとする多様な文化的背景に配慮した防災対策を進めます。		
		【新】物資支援対策の強化	命をつなぐために必要な物資の備蓄を進めるとともに、物資拠点等を活用して、効率的に国からの支援物資を受け入れ、確実に被災者の手元に物資を届けるための取組を進めます。	①	備蓄の推進 ※旧6-(1)-⑧	宮崎県備蓄基本指針を踏まえ、主に基本8品目について、県として、発災後3日目までの必要量の3分の1（1日分）を現物又は流通備蓄により確保します。なお、備蓄指針や必要量等は、被害想定等の状況を踏まえ、適宜見直しを行います。
②	物資関係拠点施設の活用 ※旧6-(1)-⑧			各備蓄場所において備蓄を進めるとともに、国等からの支援物資を受け入れる広域物資輸送拠点もきめて、災害発生時に適正かつ効率的に支援物資を地域内輸送拠点及び避難所に配送できるようにします。 また、高鍋町の県立農業大学校敷地内に整備した災害支援物資拠点施設を中心に、物資輸送に関する訓練を行います。		
③	ラストマイルの整備 ※旧3-(2)-⑥			国と連携して、避難所までの円滑かつ確実な支援物資輸送に向け、ラストマイルを中心とした支援物資輸送、実動訓練との連携、地域に応じた円滑な支援物資輸送体制の確立・強化を図ります。		

大規模な災害が発生すると、災害そのものによる直接死だけでなく、避難生活等における心身の負担増に起因する「災害関連死」が発生する可能性があります。被災者の命と尊厳を守るとともに、災害関連死を防止するという観点からも、避難者の良好な生活環境を整備することは極めて重要です。  
そのため、発災時には、避難所におけるトイレ・食事・寝床等の整備等による生活環境整備に加え、避難する場所にかかわらず、避難者へあらゆる支援を届ける手段を講じてまいります。特に、高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、切れ目のないケアを実施する必要があるため、保健・医療・福祉等の関係者と連携しながら必要な対策を講じます。

柱		具体的な減災対策			
		大項目	(A) 本文	小項目	(B) 本文
6	県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立	(1) 県の防災体制の充実	迅速かつ円滑に防災活動を行えるよう、 <b>デジタル技術も活用しながら</b> 、初動体制の強化や職員の災害対応能力の向上や衛星通信車両等の整備、電気・通信等の災害対応車両の配備、訓練強化、災害時緊急通行車両等への燃料供給体制の整備等に取り組み、災害対応能力の強化を図ります。また、事前復興のための準備にも取り組みます。	① <b>デジタル技術も活用した災害対策本部体制の充実・強化</b>	大規模地震の発生等を想定した場合、災害対策本部要員が発行できず、また、災害が長期化した場合に必要な体制が維持できないなどの問題が生じる恐れがあります。そのため、災害発生後速やかに職員を参集するため、 <b>引き続き必要な訓練を実施します</b> 。また、本部体制の中長期的な維持のために、危機管理局長経験職員の活用を行うとともに <b>デジタル技術等を活用して</b> 、災害対策本部機能の充実を図ります。また、平成18年5月から実施している24時間災害監視体制も引き続き継続していきます。
				② 防災担当職員の災害対応能力の向上	災害時の円滑な応急活動のための職員行動要領の充実を図ると共に、様々な防災関連の研修、セミナー等への積極的な参加や総合防災訓練等を通して防災担当職員の災害対応能力の向上に努めます。
				③ 情報収集・分析・共有、広報機能の強化	<b>防災情報共有</b> システムの確実な運用や市町村への情報連絡員の派遣など、災害対策本部における情報収集・分析・共有、広報機能を強化することにより、被災市町村等の情報を迅速かつ確実に収集し、これを的確に整理・分析し、応急対策に生かすための体制整備を図ります。県民やマスメディア等へ正確に提供するための体制整備に努めます。また、風評被害の発生を抑制するため、被災地域の情報が適切に発信され容易に入手できる環境を整備します。
				④ 県総合防災訓練・図上訓練・ <b>広域物資輸送拠点運営訓練の充実</b>	県総合防災訓練、図上訓練及び <b>広域物資輸送拠点運営訓練</b> の実施により、県災害対策本部及び関係機関等の災害対応能力を高めるとともに、防災関係機関相互の協力体制を確立します。
				⑤ 業務継続計画（BCP）の推進	平成24年度に策定した業務継続計画について、毎年度、適切に進行管理や訓練の実施、内容の見直し等を行いつつ、より充実した計画になるようバージョンアップを図ります。また、県庁舎の <b>建物や電気設備、機械設備等の適切な維持管理を行っていく</b> とともに、一時避難スペース確保等の感染対策の充実化を併せて実施することにより、非常時の初動期における行政機能の維持を図ります。
				⑥ 緊急輸送等のための交通インフラの確保	災害時における緊急輸送道路や空港、港湾等の被災状況の確認及び啓開等を迅速に進めるとともに、関係機関と連携して最優先で早期復旧に努めます。
				⑦ 支援の受入体制の構築	<b>国や他県</b> からの人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県においてはマニュアルを整備するとともに、市町村における県の実施計画を踏まえた受援計画の策定の促進及び、受援計画に位置づけられた拠点の整備を行い、防災訓練等を通じて、その実効性を高めていきます。
				⑧ 災害時緊急通行車両等への燃料供給体制の整備	大規模災害発生時には、燃料需要が逼迫し、緊急通行車両等への給油が滞ることが懸念されています。中核給油所に保管する備蓄燃料を確保するとともに、給油所の被災等に備えて災害時専用臨時設置給油設備を導入し、宮崎県石油商業組合との協定を活用しつつ、円滑かつ迅速な緊急通行車両への燃料供給体制を整備します。
				⑨ <b>【新】復興事前準備の推進</b>	被災後に、 <b>早期に的確な復旧・復興を進めるため</b> 、国の政策や作成物、他県の取組状況等を参考にしながら、南海トラフ巨大地震等の大規模災害からの復興の在り方に関して、 <b>研究・検討を進めるとともに</b> 、市町村による事前復興まちづくり計画策定を促進します。
				⑩ <b>【新】災害廃棄物処理対策</b>	大規模災害発生時には、膨大な <b>災害廃棄物</b> が発生することが想定されます。早期の復旧・復興を進めるためにも、 <b>実際にその処理を行うことになる市町村や関係機関と連携しながら</b> 、 <b>効率的かつ適正な処理や計画的かつ迅速な処理を実現するために必要な対策</b> に取り組みます。
		(2) 市町村の防災対策の充実	市町村は、基礎的な自治体として、市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために <b>防災対策を実施する責務があることから</b> 、災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう対策を促進します。	① 市町村の災害対応能力の強化	市町村の初動体制の確立および防災関係機関や住民等との連携強化を促進します。
				② 市町村庁舎の維持確保	市町村庁舎について、災害発生時に防災拠点としての機能が損なわれないよう、建物の耐震化や津波浸水エリア内にある市町村庁舎等の津波対策、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の確保等を促進します。また、市町村の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の耐震化や停電対策、通信機能の冗長化の進捗を図ります。
				③ 業務継続計画（BCP）の策定促進	市町村においても、災害時において優先的に実施すべき業務を整理し、これらの業務に必要な人員や資機材等を明らかにした業務継続計画を策定し、計画に沿った備えを行っておくことが重要です。このため、市町村が業務継続計画を策定する際の参考となるよう研修会を開催する等により市町村の計画策定を促進します。
				④ 消防力の充実・強化	消防体制の強化を図るため、消防広域化及び消防非常備町村の常備化を推進します。また、市町村の消防防災活動に必要な資機材等の整備や消防団員加入促進の取組を支援するとともに、消防職員・消防団員等の教育訓練を実施するなど消防力の充実強化に努めます。
				⑤ 罹災証明書交付の迅速化のための対策	市町村による住家の被害認定や罹災証明が速やかに発行出来るよう、市町村の住家被害の調査の担当者を対象とした研修を実施し、市町村によって調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう調整を図ります。避難者への迅速・的確な情報提供の対策、空家・空室の活用方策、応急仮設住宅の早期提供の対策、住家の被害認定調査及び罹災証明書交付の迅速化のための対策等を推進します。

県、市町村は、災害時の応急活動等の司令塔的機能として、県民の命と財産を守るための対策を実施する役割を担います。したがって、大規模災害に対応するためには、必要な組織体制、人材、訓練体系、応急対策の内容などを総合的かつ断続的に見直すとともに、県内の体制だけでは到底対応できない状況を想定し、広域連携体制を確立するなど抜本的に充実・強化を図るとともに、復興を見据えた事前の準備も**進める**必要があります。

【とりまとめ】減災計画改定素案 (R7.12)

柱		具体的な減災対策			
		大項目	(A) 本文	小項目	(B) 本文
	(3)	国、指定公共機関との連携強化	大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊をはじめ国の関係機関、指定公共機関については、会議、訓練等において連携強化を図ります。	① 国の関係機関との連携	被災者の救助をはじめ、支援物資の調達等が迅速に図られるよう、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会、ヘリコプターの運用調整、総合防災訓練等様々な機会を捉えて自衛隊をはじめとする国の関係機関との連携強化を図ります。また、国等からの支援受入が円滑かつ確実に実施できるよう、体制づくりや個別のマニュアル等の策定に努めます。
				② 指定公共機関との連携	ライフライン等の応急復旧対策が迅速に図られるよう、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会、総合防災訓練、ライフライン関係の会議等様々な機会を捉えてライフライン事業者等との連携強化を図ります。
	(4)	企業、民間団体との連携強化	大規模災害発生時には行政関係機関だけでなく、企業、民間団体、NPO、ボランティア団体等との連携も不可欠であることから、協定の締結等連携の強化を図ります。	① 協定の締結	物資の調達や荷役、輸送、燃料の確保等にかかる災害時応援協定の締結内容を充実させるとともに、当該協定に基づく応援内容が円滑に行われるよう、連絡体制の見直しや、運送事業者等とのマニュアルの共有、訓練の実施、企業や民間団体における事業継続計画の策定を促進します。
				② ボランティア関係機関との連携	災害時のボランティア活動が効果的に進められるように、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会や災害時に活躍するNPO等の関係機関との連携を図るとともに、災害ボランティアセンターが設置された際の効果的運営のための体制づくり、普及啓発、人材育成を促進します。また、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、行政・NPO・ボランティア等の三者の連携のとれた支援活動を展開するよう努めます。
	(5)	広域連携体制の確立	大規模災害発生時では、国や地方公共団体間における広域的な対策を円滑に実施できる体制の確立が必要なため、広域連携強化を図ります。	① 県域を越えた連携体制（応援・受援体制）の構築	大規模災害発生の際の対応能力を高めるため、九州地方知事会（防災）広域連携訓練や国と本県が行う各種訓練等を通じて、各県及び自衛隊や指定地方行政機関等との応援・受援体制の構築に努めるとともに、関係機関が一体となった訓練を行うことで応急期、復旧期に迅速に活動できるように努めます。
				② 県内における相互支援体制の確立	宮崎県津波対策推進協議会を通じて、沿岸市町の津波災害への対応について検討を進めるとともに、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を検討します。